

令和7年度 成年後見制度利用促進に係る取組について

令和7年度 第3回 松戸市成年後見制度利用促進協議会

令和8年2月17日（火）

松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

令和7年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

① 広報機能

② 相談機能

③ 利用促進機能

④ 後見人支援機能

⑤ その他

第1回 6/24

- ・今年度の目標と達成に向けた取り組み（案）について

- ⑤ その他
- ・公的支援の実施状況

- 全機能共通
- ・各分野から見る成年後見制度利用促進について

第2回 10/28

- ② 相談機能
- ・相談受付状況や傾向について

- ③ 利用促進機能
- ・利用促進機能 市民後見協力員について

- ④ 後見人支援機能
- ・後見人等就任後に円滑に連携ができた事例について

第3回 2/17

- ・令和7年度 成年後見制度利用促進に係る取組について

- ① 広報機能
- ・広報機能 業種別チラシの活用状況について

- ・令和8年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

令和7年度 活動報告および協議内容について

① 広報機能

年度当初目標

- 適切な知識に基づいた制度活用を促進する
- 把握した権利擁護ニーズに適した支援に繋げることができるよう周知する
- 支援者向け手引きについて理解度向上を図る

令和7年度の活動

- 市内3圏域で講演会及び個別相談会の実施 ※参考資料1、2
- 支援者向け研修会の開催（意思決定支援に関する講演、支援者向け手引きを活用した演習）※参考資料3
- 市役所連絡通路にて、権利擁護支援について周知
（令和7年8月18日～8月22日、12月3日～9日、12月22日～12月26日）
- 業種ごとに作成したチラシを医療機関、金融機関に配布（医療機関547か所、金融機関83か所）

【委員からの意見】

- 松戸市成年後見相談室が、一次相談窓口、二次相談窓口として何をしているところなのか、地域巡回講演会等の機会を活用し、市と共に周知していきたい。
- 制度を運用した場合のイメージをきちんと説明でき、必要な時に相談してもらえるようにする必要があるのではないか。本当に必要な人に繋がらないという時に、二次相談窓口に相談し連携できると良い。
- しくなるあいずやほっとねっとに相談する、ということを知らない支援者がいるため、市が開催している介護支援専門員向け研修会等で少し話してもらいたい。
- 専門職派遣事業も困難ケースの検討のときに一緒に考えることができる人と連携していけると、スムーズで適切な運用に繋がっていけないのではないか。
- 支援者向け成年後見制度活用に向けた手引きについて、持っている介護支援専門員が少ないため、全員に配ることは大変だと思うが、ホームページ等で周知して確認できるシステムがあると良いのではないかと。



- 地域巡回講演会に成年後見相談室職員も参加し、相談窓口として対応している業務等を説明
- 支援者向け研修会において、本市内の相談窓口及び事業紹介、手引きを基にした演習を実施

② 相談機能 (③ 利用促進機能 c)日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を兼ねる)

年度当初目標

- ・相談窓口を広く周知する
- ・適切なタイミングで後見申立てに結び付くよう支援する
- ・相談ケースを定期的に分析し、ニーズ等を検証する
- ・成年後見相談室の利用促進を図る

令和7年度の活動

- ・相談窓口の周知を目的とした、講演会やイベント等でチラシ配布
- ・「松戸市成年後見相談室」にて、市民や支援者からの相談に対応
- ・支援者向け研修会の開催 ※再掲
- ・ケース会議等への専門職派遣事業について関係機関へ周知

【委員からの意見】

- ・成年後見制度の申立て支援など、どの時点で、どのような内容を、どこに相談して良いのかが分からず、松戸市成年後見相談室が相談窓口であることは分かっているが、相談して良いのか躊躇われ、地域包括支援センターや司法書士に直接相談させていただくことが多いことが考えられる。分かりやすく、このような時は相談して良いという簡単な例があれば、相談件数が伸びていくのではないかと。
- ・地域巡回講演会を高年齢者等に支援者から提案し参加していただくことで、松戸市成年後見相談室等に繋がり、申請手続き等を手伝ってもらうことに繋がられるのではないかと。
- ・本人にとって知らない所に相談に行くのは敷居が高く、支援者が繋ぎの段取りを組んで、まずは一緒に行って、顔見知りになっていから本人が1人で行けるといいう形になる。
- ・相談件数が減少傾向となった要因として、福祉関係者が直接弁護士に繋がったことが考えられる。ハードルは高いが、一度支援協力やケアチームの一員として関わるようになると相談しやすくなり、新たに成年後見の相談をしたいとなった時も、相談してみようと直接的に相談していると思われる。ケアマネジャーの相談件数の減少＝マイナスには感じない印象である。



・福祉と司法の連携に係る事業の1つとして、専門職派遣事業の実施を継続

	R5年度	R6年度	R7年度 (12月末時点)
高齢者	170件	180件	104件
障害者	52件	94件	60件
合計	222件	274件	164件

③ 利用促進機能 a) 受任者調整等の支援

年度当初目標

- ・既存の支援チームから後見人等への円滑な引継及び課題の共有ができるよう工夫する

【委員からの意見】

・本人の支援にそれぞれ異なる立場で関わっている者同士の意見が全て一致することは難しいが、重要なのは本人が快適に健康に生活を継続できることである。

・福祉側の支援者の協力をもとに本人の生活を考えていかなければならないことは多く、支援者と後見人等のお互いができるところ、できないところを、実務を通して理解できるようになると、本人の支援が円滑に進む印象がある。

・特に困難ケースと言われているようなもの、家族に複合的な課題があり、本人に後見人はつくが、家族の中に支援が必要な方がいるような事例、虐待にはなっていないが虐待の心配があるような事例等には中核機関が機能してほしい。

・初めて関わった後見人より、以前から関わっている支援者の方が、支援者側の最善の利益ではなく、本人の希望や意思をどう支援したらいいかが理解できるため、一緒に確認し、擦り合わせ、本人の権利擁護の観点で協働してもらう。他の支援関係者の意見も、意思決定支援会議で整理していく。

- ➡ 支援者向け研修会にて、介護支援専門員・相談支援専門員等を対象に、弁護士を講師に招き、意思決定支援に係る講演を実施

③ 利用促進機能 b)担い手の育成・活動の促進

年度当初目標

- ・ 市民後見協力員の周知の機会を増やす
- ・ 市民後見協力員の活動の場の拡大を検討する
- ・ 実状に合わせた研修会や勉強会を開催する

令和7年度の活動

- ・ 成年後見制度勉強会の開催（令和7年11月7日）
午前中：市民や支援者を対象とした勉強会 午後：市民後見協力員を対象としたスキルアップ研修会
- ・ 市民後見協力員向け勉強会（令和8年2月25日実施予定）

◎成年後見制度勉強会 実施報告

内容	講師	対象者	参加者数
<ul style="list-style-type: none">・ 成年後見制度の概要・ 松戸市における成年後見に関する取組	・ 弁護士 萩原 得誉 氏	市民 市民後見協力員	34名
<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日中活動の場・ 就労継続支援B型事業所の紹介・ 生活介護事業所の紹介	<ul style="list-style-type: none">・ 本市障害福祉課職員・ とばり農園 サービス管理責任者・ 小金わかば苑 施設長	市民後見協力員	26名

（アンケート結果（一部抜粋））

*午前の部

- ・ 講師の講演や質疑応答の話が分かりやすく良かった。
- ・ 判断能力が低下してきた場合の相談窓口があることは安心だと思った。
- ・ 任意後見制度についても教えてもらえると良かった。
- ・ 将来、市民後見人になりたいと思っており、市民後見協力員から始めたいと思う。

*午後の部

- ・ 障害福祉課より配布されたガイドブックはありがたく、今後の活動の参考にしたい。
- ・ 事業所が利用者の選択を尊重している所が素晴らしい。
- ・ 内容や事例を挙げた説明があり、具体的な支援内容について理解できた。

【委員からの意見】

- ・市民後見協力員について、支援者レベルでは存在を分かっているが、市民は分からない方が多いイメージがある。一定程度認知されている市民後見人と名称が似ている市民後見協力員は、具体的なイメージが伝わりづらいところがあるため、名称は変えられないが市民後見人との違いを含めた周知方法があると良い。
- ・周知対象者（高齢者本人・障害者本人、高齢者福祉支援者、障害者福祉支援者等）のターゲットを絞り、誰に何を伝えたいのかをしっかりと考え、どのように伝えるのかを検討すると取組が変わるのではないかと。
- ・市民後見協力員は意識の高い人が多く、法人後見の中で特に身上保護を手助けする任務を持ったボランティアであり、もっと広く知っていただくことにより、市民が安心することや協力する意向のある人に繋がることが期待できるため、周知に力を注ぐことは重要である。
- ・障害のある方等、後見人に自分の思いを伝えられない方にとって、被後見人等の生活に関わり後見人にも伝えることができる市民後見協力員は、すごく心強い存在になると思う。

- 
- ・市民後見協力員を対象に資質向上を目的として認知症サポーター養成講座を実施予定（令和8年2月25日実施予定）

◎市民後見協力員の活動状況

	R5年度	R6年度	R7年度 (12月末時点)
しぐなるあいず 協力員延べ人数	446人	338人	356人
早稲田成年後見サポートセンター 協力員延べ人数	57人	46人	42人
訪問対象者延べ人数	840人	659人	663人
延べ訪問日数	895日	694日	680日

④ 後見人支援機能

年度当初目標

- ・親族後見人等のニーズを把握する
- ・権利擁護支援チームが、成年後見制度活用の検討から後見人等就任後まで連携できる体制の整備を検討する

令和7年度の活動

・成年後見人等就任以前から関わっている支援者と、申立てを経て就任した成年後見人等の連携に係る現在の状況について確認するため、一次相談窓口および近隣自治体にアンケート調査を実施。

【委員からの意見】

- ・チーム支援において、チームをこれから作っていくような場合や、すでにチームができていて後見人が入っていく場合等、中核機関がコーディネート役や交通整理役を活用できたら良いのではないか。
- ・支援者に対し、中核機関が、後見人等が実際に就任した後の後方支援や招集する会議、引継をはじめとした取り組みをしており、中核機関にも権利擁護支援に関する相談ができるということ、研修や交流を通して周知を進めていく必要があるのではないか。
- ・既存の支援者としては、就任した後見人等を良い意味で特別視せず、本当に支援チームの中のひとりと捉えて、最初の顔合わせも一緒にし、事務手続きが生じた際にも、ある程度本人のことを知っている場合には一緒に動いて協力し合うことで、徐々に後見人等が本人について理解を深められるようにしている。後見人等から貴重な意見もいただけるため、双方で折に触れて必要な場合にはなるべく顔を合わせるようにすることでうまくいっている。
- ・後見人等が選任され、必ず一緒に担当者会議をする前に、事前に本人の情報を伝え、会議をしながら各担当サービス事業所の役割を皆で確認し合っている。毎月一緒に定期的に訪問し、本人と話す機会を作り、少しずつ慣れていってもらっているため、うまく関係性はチームで作れていると思っており、一次相談窓口の支援者は情報提供を担うことが大切と感じている。

 ・支援者向け手引きにおける後見人等就任後の情報伝達に係る記載の周知、内容の見直し